

人事院は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に基づき、人事院規則一一七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一七四一一

人事院規則一一七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後

(派遣除外職員)

第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三
第一項の規定による派遣の場合における同法第
四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員
は、次に掲げる職員とする。

一〇八 (略)

(削る)

九〇十二 (略)

改 正 前

(派遣除外職員)

第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三
第一項の規定による派遣の場合における同法第
四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員
は、次に掲げる職員とする。

一〇八 (略)

九〇 令和三年オリンピック・パラリンピック特
別措置法第十七条第一項の規定により派遣されて
いる職員

十〇十三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

